備考１．被保険者数の欄は、当該年度における平均被保険者数の区分をいうこと。
２．当該年度における平均被保険者数は、前年度の１月から当該年度の12月までの各月末における被保険者数の合計数を前年度の１月から当該年度の12月までの間の事業を行った月数で除して得た数とすること。この場合において、その算定した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。
３．地域差加算額の欄の地域手当の区分は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の３第３項による地域手当の支給地域の区分をいうこと。
４．寒冷地加算額の欄の級地の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）による寒冷地手当の支給地域の区分をいうこと。

別表第一の二（第二条関係）

介護保険法第９条第２号に規定する被保険者（以下「第２号被保険者」という。）数	基本額	地域差加算額						寒冷地加算額			
		地域手当１級地	地域手当２級地	地域手当３級地	地域手当４級地	地域手当５級地	地域手当６級地	１級地	２級地	３級地	４級地
人　人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1―500	41,945	9,178	7,990	5,450	5,204	615	369	1,472	1,326	1,204	772
501―1,000	73,406	16,062	13,983	9,537	9,107	1,076	645	2,576	2,322	2,108	1,350
1,001―1,500	107,254	23,469	20,431	13,935	13,306	1,572	943	3,764	3,394	3,081	1,973
1,501―2,000	146,104	31,970	27,831	18,982	18,126	2,141	1,285	5,127	4,624	4,196	2,689
2,001―3,000	188,014	41,141	35,814	24,427	23,325	2,755	1,653	6,599	5,950	5,400	3,459
3,001―4,000	233,532	51,101	44,485	30,341	28,972	3,422	2,053	8,197	7,390	6,707	4,297
4,001―6,000	299,426	65,519	57,037	38,902	37,147	4,387	2,632	10,511	9,476	8,600	5,509
6,001―9,000	420,737	92,064	80,145	54,663	52,197	6,165	3,699	14,768	13,316	12,084	7,741
9,001―12,000	578,098	126,497	110,120	75,108	71,719	8,471	5,082	20,293	18,297	16,605	10,637
12,001―15,000	743,809	162,758	141,686	96,637	92,278	10,899	6,539	26,109	23,541	21,364	13,686
15,001―25,000	841,931	184,228	160,377	109,386	104,451	12,337	7,402	29,524	26,620	24,159	15,476
	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに
	9,587	2,098	1,826	1,246	1,189	140	84	336	303	275	175
	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
25,001―70,000	1,321,325	289,128	251,696	171,669	163,925	19,361	11,617	46,381	41,821	37,953	24,313
	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに
	9,608	2,102	1,830	1,248	1,192	141	84	337	303	275	176
	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
70,001―180,000	3,881,026	849,232	739,287	504,232	481,484	56,868	34,121	136,206	122,810	111,444	71,388
	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに	円に200人を超えるごとに
	9,052	1,981	1,724	1,176	1,123	133	80	317	286	259	167
	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額	円を加算した額
180,001人以上	2,359,828	516,369	449,518	306,594	292,763	34,578	20,747	82,801	74,662	67,751	43,397

備考１．第２号被保険者数の欄は、当該年度における平均第２号被保険者数の区分をいうこと。
２．当該年度における平均第２号被保険者数は、前年度の１月から当該年度の12月までの各月末における第２号被保険者数の合計数を前年度の１月から当該年度の12月までの間の事業を行った月数で除して得た数とすること。この場合において、その算定した数に小数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。
３．地域差加算額の欄の地域手当の区分は、一般職の職員の給与に関する法律第11条の３第３項による地域手当の支給地域の区分をいうこと。
４．寒冷地加算額の欄の級地の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による寒冷地手当の支給地域の区分をいうこと。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の規定は、平成二十五年度の予算に係る補助金等から適用する。